

甲府しんきんの「遺言信託業務」のご案内

～「大切な財産」を「大切な方」にバトンタッチするために～

相続は、多くのお客さまにとって避けては通れないものです。仲の良い家族の間でも、相続の話題はデリケートで、無意識のうちに避けてしまう傾向があります。

「甲府しんきん」では、円満な家族関係を維持していくためにも、円滑な相続を進められる準備をしておくことがとても大切だと考えています。

また、2019年に施行される改正相続法では、夫婦間の居住用不動産の遺贈等を保護する施策の導入や相続人以外の者の貢献を考慮する施策の導入により相続対策の選択肢が増えるといわれています。

これらの背景から、当金庫では、大切な財産を大切な方に引き継いでいくお手伝いをさせていただくために、遺言信託のスペシャリストである株式会社 朝日信託（以下、朝日信託）と業務提携契約を結び、遺言信託を活用した相続に関するご相談をお受けしています。

朝日信託では、遺言書の作成から保管、遺言執行までを所属する弁護士・公認会計士・税理士がトータルにお客さまのサポートをいたします。

【朝日信託が提供する遺言信託の概要ならびに流れについてのご説明】

遺言の必要性

大切な財産が、お客さまの考えている通りに受け継がれていくためには遺言が必要です。

遺言が無い場合には、お客さまの財産は、民法によって定められている法定相続を基本として、相続人全ての合意のもとによって作成される遺産分割協議書によって、分割されることとなります。

この分割協議や分割手続きは、相続人にとって大きな負担になるだけでなく、場合によっては、大きなトラブルになってしまいます。

円滑な相続を実現して、良好な家族関係を維持するためにも遺言はとても大切です、有効なものです。

相続税に係る基礎控除金額	3,000万円＋（法定相続人の数×600万円）
（例）相続人が配偶者と子供2名の場合の基礎控除金額	基礎控除金額：4,800万円
配偶者の税額軽減の特例	次の金額のどちらか多い金額までは相続税はかかりません (1) 1億6,000万円 (2) 配偶者の法定相続分相当額

遺言信託の流れ

1. 遺言に関する事前のご相談
- ↓
2. ①遺言書の作成
②税額試算及び将来シュミレーション
- ↓
3. 遺言書の保管と管理
- ↓
4. 相続開始のご通知
- ↓
5. 遺言書のご説明と遺言執行者就任
- ↓
6. 遺産の調査・財産目録の作成
- ↓
7. 遺言の執行・実現
- ↓
8. 遺言執行完了の報告
遺言執行者就任

相続法が約 40 年ぶりに大きく見直されました！ 相続法の主な見直しポイントをご紹介します

① 生前贈与を受けた自宅は、特別受益の対象外に（2019 年 7 月 1 日施行）

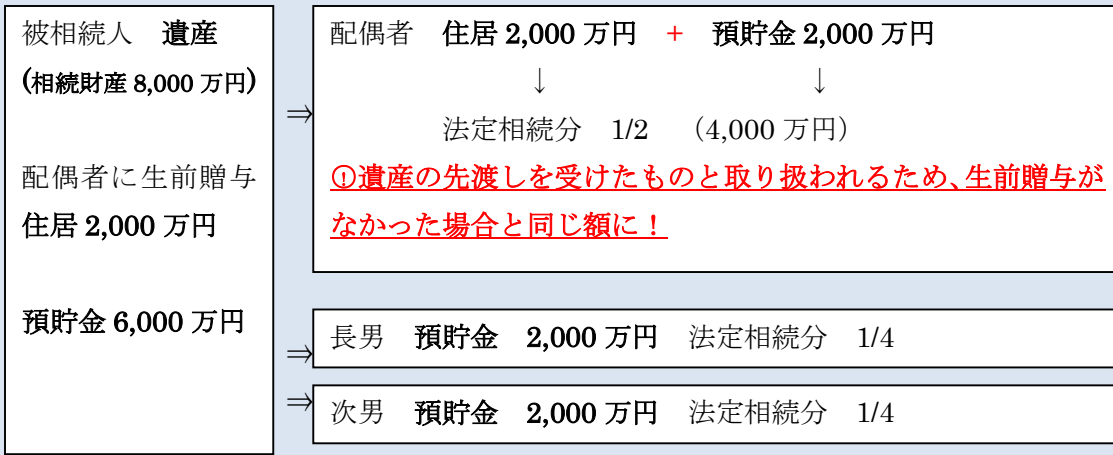
今までは…夫婦間で家を生前贈与していた場合、原則として家は遺産として相続財産に持ち戻していました。

これから…婚姻 20 年以上の夫婦間で生前贈与または遺贈された自宅については、特別受益から除外され、配偶者は残された預貯金を相続しやすくなります。

事例 相続人が配偶者と子 2 人(長男と次男)。相続財産は預貯金 6,000 万円のみ。被相続人が、配偶者に居住用不動産（評価額 2,000 万円）の生前贈与をしていた場合の配偶者の相続分は？

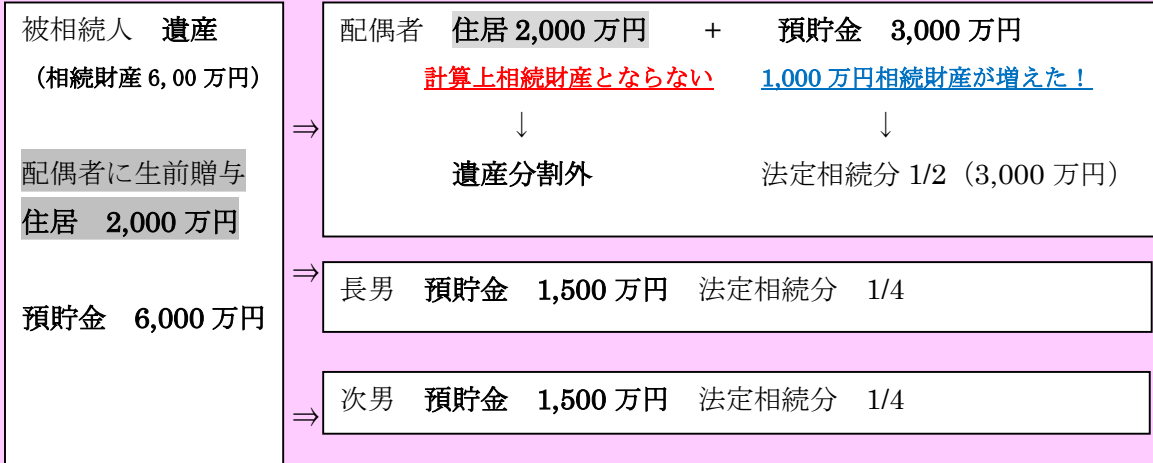
【現行制度】

贈与があった場合とそうでなかった場合とでは、財産の最終的な取得額に差異がありませんでした。



【改正によるメリット】

贈与がなかった場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できるようになります。



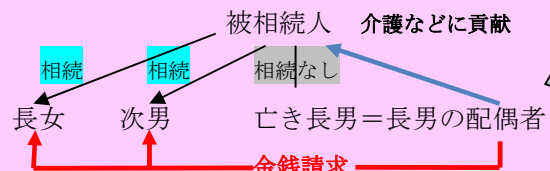
② 相続人以外の親族が介護などで貢献した場合、金銭を請求できる制度を新設（2019 年 7 月施行）

今までは…相続権のない親族が介護などに貢献しても相続人には金銭を請求できませんでした。

これから…相続人以外の親族でも、生前に介護などで貢献した者は、遺産を受け取る相続人に対し金銭を請求することができます。支払額は当事者間の協議もしくは家庭裁判所で決めることができます。

【改正によるメリット】

長男の配偶者は相続人に金銭請求が可能になります！



公平が図られます！

(株)朝日信託が提供する遺言信託

項目およびコース名	Aコース	Sコース																								
1. コース説明	● 主に、財産の詳細な分析や相続税の試算等を必要とされない方向けのコース。	● 主に、財産の詳細な分析や相続税の試算を前提として相続税額を考慮した承継方針を検討されたい方向けのコース。																								
2. 遺言書保管料	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本保管料：250,000 円【消費税別途】 ● 実費負担 公正証書作成の際の公証人費用・証人費用 戸籍謄本等取寄せ費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本保管料：750,000 円【消費税別途】 ● 実費負担 公正証書作成の際の公証人費用・証人費用 戸籍謄本等取寄せ費用 																								
3. 遺言書の保管費用	● 年間保管料：無料	● 年間保管料：無料																								
4. 変更後の新たな遺言書保管時	● 変更取扱手数料：40,000 円【消費税別途】	● 変更取扱手数料：40,000 円【消費税別途】																								
5. 遺言執行手続きの完了	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺言執行報酬 最低報酬額：800,000 円【消費税別途】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">財産額</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">率【消費税別途】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1 億円以下</td> <td style="padding: 2px;">0.950%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 億円超 3 億円以下の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.475%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 億円超 5 億円以下の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.285%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 億円超 10 億円以下の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.190%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10 億円超の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.095%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">執行対象財産の相続税評価額に上記の率を乗じた金額の合計額。</p> <p>但し、当金庫にお預けいただいている預金、投資信託、預かり資産については、財産額 5 億円以下の部分は 0.2%【消費税別途】の特別料金で対応します。5 億円超の部分は、上表の率が適用されます。</p>	財産額	率【消費税別途】	1 億円以下	0.950%	1 億円超 3 億円以下の部分	0.475%	3 億円超 5 億円以下の部分	0.285%	5 億円超 10 億円以下の部分	0.190%	10 億円超の部分	0.095%	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺言執行報酬 最低報酬額：300,000 円【消費税別途】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">財産額</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">率【消費税別途】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1 億円以下</td> <td style="padding: 2px;">1.500%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 億円超 3 億円以下の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.475%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 億円超 5 億円以下の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.285%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 億円超 10 億円以下の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.190%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10 億円超の部分</td> <td style="padding: 2px;">0.095%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">執行対象財産の相続税評価額に上記の率を乗じた金額の合計額から 105 万円【消費税別途】を控除した額。</p> <p>但し、当金庫にお預けいただいている預金、投資信託、預かり資産については、財産額 5 億円以下の部分は 0.2%【消費税別途】の特別料金で対応します。5 億円超の部分は、上表の率が適用されます。</p>	財産額	率【消費税別途】	1 億円以下	1.500%	1 億円超 3 億円以下の部分	0.475%	3 億円超 5 億円以下の部分	0.285%	5 億円超 10 億円以下の部分	0.190%	10 億円超の部分	0.095%
財産額	率【消費税別途】																									
1 億円以下	0.950%																									
1 億円超 3 億円以下の部分	0.475%																									
3 億円超 5 億円以下の部分	0.285%																									
5 億円超 10 億円以下の部分	0.190%																									
10 億円超の部分	0.095%																									
財産額	率【消費税別途】																									
1 億円以下	1.500%																									
1 億円超 3 億円以下の部分	0.475%																									
3 億円超 5 億円以下の部分	0.285%																									
5 億円超 10 億円以下の部分	0.190%																									
10 億円超の部分	0.095%																									